

令和 7 年第 6 回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和 7 年 5 月 12 日（月） 午前 10 時 00 分
閉会日時	令和 7 年 5 月 12 日（月） 午前 10 時 55 分
場 所	湯沢市役所本庁舎 4 階 会議室 44
出 席 者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号 1 築瀬 均 教育委員 議席番号 2 後藤 美喜子 教育委員 議席番号 4 佐藤 恵
欠 席 者	教育委員 議席番号 3 久米 道人
出席職員	教育部長 高橋 秀明 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 佐藤 宏紀 生涯学習課長 石川 一光 文化財保護室長 大山 真琴 教育総務課総務班（書記） 千葉 吏子 佐藤 千代志
傍 聴 人	なし

【会議に提出された議案】

議案第 22 号 令和 7 年第 2 回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

議案第 23 号 湯沢市招致外国青年任用規則の一部改正について

【前回議事録の承認】

令和 7 年第 4 回及び第 5 回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号 1 番及び 2 番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・学校の行事の状況について
- ・山内家住宅について
- ・わらび座公演「秋田は何もない」について

【議 事】

○議案第 22 号 令和 7 年第 2 回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和 7 年度 6 月補正予算）

（教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化財保護室長が資料に基づき説明）

< 質疑等 >

委員	湯沢文化会館は指定管理者により運営しているが、市民にはわからず、市役所で直接運営しているとみられている。窓口対応では、指定管理者にも住民に寄り添う姿勢が必要と思う。期
----	---

令和7年第6回 湯沢市教育委員会議事録

	待されている施設なので、それに応えられる運営であってほしい。
生涯学習課長	指定管理者に伝え、市民に寄り添うような対応をお願いしていきたい。
委員	施設の管理運営は年間で合理的に行い、営利が伴うが、仕事は市役所の仕事である。市役所の仕事は、住民の幸福につながることであれば損も覚悟でやる。そういった真心の精神が公共の事業には根本にあるので、指定管理者にも市民を思う真心を伝授していただければ、市民に喜ばれる施設になると思う。
委員	「天皇賜杯第80回全日本軟式野球大会」の概要を教えてほしい。
生涯学習課長	9月5日から10日の6日間、横手市を主会場に県南を中心として全国から56チーム参加し、選手監督含め1,500人を超える規模の大会となる。軟式野球の最高峰の大会と位置付けられており、広告料30万円の補正予算を計上した。
委員	広告を見て、たくさんの人が湯沢市を訪れてほしい。
	埋蔵文化財緊急調査事業は、なぜ試掘調査が必要なのか。
文化財保護室長	この事業は、現在より大型の田に区画整備する県の事業のため行う。開発するためには、埋蔵文化財の包蔵地となっている箇所は届出、試掘調査をしなければならないことになっている。

○議案第23号 湯沢市招致外国青年任用規則の一部改正について
(学校教育課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	記載の「市の会計年度任用職員と一線を画するような記載がある規定」とはどの部分か。
学校教育課長	年次有給休暇、介護休暇、産前産後休暇の部分などである。
委員	ALTの給料は30年程前からほとんど上がっていなかったもので、今回改定いただいてよかった。
	市によってALTの給料は変わるのか。全国一律なのか。
学校教育課長	職種に関わらず全国的に統一されている。

令和 7 年第 6 回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第22号	令和 7 年第 2 回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和 7 年度 6 月補正予算）	可 決
議案第23号	湯沢市招致外国青年任用規則の一部改正について	可 決

令和 7 年第 6 回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書 記

令和7年 第6回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和7年5月12日(月) 午前10時00分

場 所 市役所本庁舎4階 会議室44

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名(2名)

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和 7 年 第 6 回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第22号 令和 7 年第 2 回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和 7 年度 6 月補正予算）

議案第23号 湯沢市招致外国青年任用規則の一部改正について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第22号

令和7年第2回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

令和7年度湯沢市一般会計補正予算のうち教育に係る部分の意見の申出について、議決を求める。

令和7年5月12日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

令和7年度湯沢市一般会計補正予算（6月補正予算）のうち教育に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

議案第23号

湯沢市招致外国青年任用規則の一部改正について

湯沢市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和7年5月12日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

会計年度任用職員として任用する外国語指導助手（ALT）の報酬額をJETプログラム参加者の報酬額の見直しに準じて改定するほか、所要の改正を行うものです。

湯沢市招致外国青年任用規則の一部改正について

学校教育課

1 制度の趣旨及び目的

外国青年招致事業（JETプログラム）により、会計年度任用職員として任用する外国語指導助手（ALT）の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるもの。

2 規則の改正理由

民間の平均給与や地方公務員等の給与等の動向を踏まえて、JET プログラムを運営する一般社団法人自治体国際化協会において JET プログラム参加者の報酬額の見直しが行われることとなったため、当市もこれに準じて報酬額の改訂を行う。

また、市の会計年度任用職員と一線を画すような記載がある規定について見直しを行う。

3 変更点

主な変更点は次のとおり。

- ・一般社団法人自治体国際化協会の規定に基づく報酬額の改訂
- ※詳細は、別紙新旧対照表のとおり。

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：公布の日（令和7年4月1日から適用）

湯沢市招致外国青年任用規の一部を改正する規則

令和 7 年 5 月 日

教育委員会規則第 号

目次中「第 4 条―第 6 条」を「第 4 条・第 5 条」に、「第 7 条―第 11 条」を「第 6 条―第 10 条」に、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

第 1 条第 1 項中「職員」を「会計年度任用職員」に、「参加者」を「外国語指導助手」に改め、同条第 2 項中「参加者」を「外国語指導助手」に改め、「勤務条件」の次に「等」を、「ついては」の次に「、湯沢市会計年度任用職員の任用に関する規則（令和 2 年湯沢市規則第 5 号）、湯沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年湯沢市規則第 7 号。以下「休暇等に関する規則」という。）、湯沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和 2 年湯沢市規則第 6 号）」を加え、「市長」を「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第 4 条第 1 項中「参加者」を「外国語指導助手」に改め、「1 年後」の次に「又は翌年度の 7 月 31 日のいずれか早い日」を加え、同条第 2 項前段を次のように改める。

教育委員会は、前項の任用期間満了後、外国語指導助手として必要な能力を有するとの実証に基づき、再度の任用を行うことができる。

第 4 条第 3 項を次のように改める。

3 前項の規定による再度任用は、原則 4 回を上限とする

第 4 条に次の 1 項を加える。

4 前各項の規定にかかわらず、教育委員会は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため外国語指導助手に対して報酬を支払うことができない場合は、30 日前までに予告し、又は 1 月分の報酬を支払って外国語指導助手を免職することができる。

第 5 条本文中「参加者」を「外国語指導助手」に改め、「任用期間」の次に「において」を加える。

第 6 条を削る。

第 7 条第 1 項前段中「参加者」を「外国語指導助手」に、「28 万円」を「33 万 5,000 円」に、「30 万円」を「34 万 5,000 円」に、「32 万 5,000 円」を「35 万 5,000 円」に、「33 万円」を「36 万円」に改め、同項後段中「参加者」を「外国語指導助手」に改

め、同条第2項中「毎月」を「当該月の」に改め、同条第3項中「参加者」を「外国語指導助手」に、「かかる」を「係る」に改め、同条第4項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、第4章中同条を第6条とする。

第8条第1項中「参加者」を「外国語指導助手」に、「前条第1項」を「同条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条中「市」を「教育委員会」に、「参加者」を「外国語指導助手」に改め、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条を第8条とする。

第10条第1項中「参加者」を「外国語指導助手」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「参加者」を「外国語指導助手」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項から第3項まで及び第5項中「参加者」を「外国語指導助手」に改め、第5章中同条を第11条とする。

第13条第1項中「参加者」を「外国語指導助手」に改め、同条を第12条とする。

第14条第1項中「参加者は」を「外国語指導助手は、休暇等に関する規則の定めによらず」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「参加者」を「外国語指導助手」に、「第4条第1項の」を「第4条第1項又は第2項に定める」に改め、「場合には」の次に「、休暇等に関する規則の定めによらず」を加え、同条第3項中「参加者」を「外国語指導助手」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（病気休暇）

第14条 外国語指導助手は、休暇等に関する規則第15条に定める病気休暇を取得することができる。

第15条及び第16条を次のように改める。

（特別休暇）

第15条 外国語指導助手は、休暇等に関する規則第16条に定める特別休暇を取得することができる。

（介護休暇及び介護時間に関する特例）

第16条 外国語指導助手は、休暇等に関する規則第17条に定める介護休暇及び同規則第18条に定める介護時間を取得することができない。

第17条第1項中「市は、前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、参加者が病気（第19条第1項の疾病を除く。）負傷」を「教育委員会は、休暇等に

関する規則第15条第1項第9号及び第10号に規定する場合を除くほか、外国語指導助手が病気（第19条第1項の疾病を除く。）、負傷に、「参加者」を「外国語指導助手」に改める。

第18条第1項及び第19条第1項中「市」を「教育委員会」に、「参加者」を「外国語指導助手」に改める。

第20条第1項中「参加者」を「外国語指導助手」に、「第15条第1項、第16条第1項第1号から第4号及び同項第10号」を「第13条」に、「同項第11号の」を「第14条及び第15条に規定する」に改め、同条第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「参加者」を「外国語指導助手」に改め、同項を同条第3項とする。

第21条から第27条までの規定中「参加者」を「外国語指導助手」に改める。

第28条第1項中「市」を「教育委員会」に、「参加者」を「外国語指導助手」に改め、同項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第4号中「不良」の次に「で改善の見込みがない」を加え、同項に次の3号を加える。

（5） 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合

（6） 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの理由が職務又は通勤による災害である場合並びに休暇等に関する規則第16条第1項第9号及び第10号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く）を超えた場合

（7） 応募書類に虚偽の記載があった場合

第28条第2項第1号中「労働基準法」を「労基法」に改める。

第29条中「参加者」を「外国語指導助手」に、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は秋田県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（平成14年秋田県市町村総合事務組合条例第35号）」を「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）」に改める。

第30条中「参加者」を「外国語指導助手」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

湯沢市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
目次 第 1 章 略 第 2 章 略 第 3 章 任用期間及びその終了（<u>第 4 条—第 6 条</u>） 第 4 章 報酬その他の給付（<u>第 7 条—第 11 条</u>） 第 5 章 勤務時間、休日、休暇及び休職（<u>第 12 条—第 20 条</u>） 第 6 章 略 第 7 章 略 第 8 章 略 附則 （趣旨） 第 1 条 この規則は、外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる<u>職員</u>として任用する外国語指導助手（以下「参加者」という。）の報酬、勤務時間その他の勤務条件（以下「勤務条件」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 2 <u>参加者</u>の勤務条件__に関する事項でこの規則に定めのないものについては__	目次 第 1 章 略 第 2 章 略 第 3 章 任用期間及びその終了（<u>第 4 条・第 5 条</u>） 第 4 章 報酬その他の給付（<u>第 6 条—第 10 条</u>） 第 5 章 勤務時間、休日、休暇及び休職（<u>第 11 条—第 20 条</u>） 第 6 章 略 第 7 章 略 第 8 章 略 附則 （趣旨） 第 1 条 この規則は、外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる<u>会計年度任用職員</u>として任用する外国語指導助手（以下「<u>外国語指導助手</u>」という。）の報酬、勤務時間その他の勤務条件（以下「勤務条件」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 2 <u>外国語指導助手</u>の勤務条件等に関する事項でこの規則に定めのないものについては、<u>湯沢市会計年度任用職員</u>

_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令及び<u>市長</u> _____が別に定めるところによる。 （任用期間） 第4条 <u>参加者</u> _____の任用期間は、来日した日（以下「来日日」という。）から来日日の属する年度の末日まで及び来日日の属する年度の翌年度の4月1日から来日日の1年後 _____までとする。 2 <u>前項の任用期間満了後、市は、参加者が外国語指導助手として必要な能力を有すると認められる場合には、再度の任用を行うことができる。</u>この場合において、再度の任用の期間は、直前の任用の終了日の翌日（以下この項において「始期」という。）から始期の属する年度の末日まで及び始期の属する年度の翌年度の4月1日から始期の1年後までとする。	の任用に関する規則（令和2年湯沢市規則第5号）、湯沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年湯沢市規則第7号。以下「休暇等に関する規則」という。）、湯沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年湯沢市規則第6号）、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令及び<u>湯沢市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が別に定めるところによる。 （任用期間） 第4条 <u>外国語指導助手</u>の任用期間は、来日した日（以下「来日日」という。）から来日日の属する年度の末日まで及び来日日の属する年度の翌年度の4月1日から来日日の1年後又は翌年度の7月31日のいずれか早い日までとする。 2 <u>教育委員会は、前項の任用期間満了後、外国語指導助手として必要な能力を有するとの実証に基づき、再度の任用を行うことができる。</u>この場合において、再度の任用の期間は、直前の任用の終了日の翌日（以下この項において「始期」という。）から始期の属する年度の末日まで及び始期の属する年度の翌年度の4月1日から始期の1年後までとする。
--	--

3 前項の規定にかかわらず、最初の任用から引き続き5年間の任用期間が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(職務の遂行等)

第5条 参加者 _____ は、前条の任用期間 _____ は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、同条の任用期間の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに教育長に申し出なければならない。

(免職)

第6条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者を免職することができる。

(1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの規則に違反した場合

(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(3) 担当する職務に著しくふさわしくない行為があった場合

(4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合

3 前項の規定による再度任用は、原則4回を上限とする

4 前各項の規定にかかわらず、教育委員会は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため外国語指導助手に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って外国語指導助手を免職することができる。

(職務の遂行等)

第5条 外国語指導助手 は、前条の任用期間 においては 誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、同条の任用期間の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに教育長に申し出なければならない。

(5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合

(6) 勤務しない日が連続して60日
(勤務しないことの理由が職務又は
通勤による災害である場合並びに第
16条第1項第5号及び第6号の休暇
である場合においては、それぞれの
理由による勤務しない期間及びそれ
ぞれの期間の満了した後の30日間を
除く。)を超えた場合

(7) 応募書類に虚偽の記載があった
場合

2 前項の規定にかかわらず、市は、議
会により予算が承認されず、又は予算
が削減されたため参加者に対して報酬
を支払うことができない場合は、30日
前までに予告し、又は1月分の報酬を
支払って参加者を免職することができ
る。

(報酬及びその計算)

第7条 参加者 _____ の報酬は、来日
1年目は月額28万円 _____、2年目は3
0万円 _____、3年目は32万5,000円と
し、4年目及び5年目は、それぞれ33
万円とする。この場合において、所得
税及び住民税が課税される場合には、
この報酬額から参加者 _____ が負担
する。

2 報酬の支給日は、毎月 _____ 21日とす
る。ただし、その日が休日又は勤務を

(報酬及びその計算)

第6条 外国語指導助手の報酬は、来日
1年目は月額33万5,000円、2年目は3
4万5,000円、3年目は35万5,000円と
し、4年目及び5年目は、それぞれ36
万円とする。この場合において、所得
税及び住民税が課税される場合には、
この報酬額から外国語指導助手 _____ が負担
する。

2 報酬の支給日は、当該月の21日とす
る。ただし、その日が休日又は勤務を

要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。 3 参加者_____の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に<u>かかる</u>報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数を基礎として日割計算により算出する。 4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を<u>第12条第1項</u>に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。 (報酬の減額) <u>第8条</u> 参加者_____が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項の規定により計算した1時間当たりの額を<u>前条第1項</u>の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。 2 略 (期末手当_____の不支給) <u>第9条</u> 市_____は、参加者_____に対して期末手当_____は支給しないものとする。 (費用弁償等)	要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。 3 <u>外国語指導助手</u>の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に<u>係る</u>報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数を基礎として日割計算により算出する。 4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を<u>第11条第1項</u>に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。 (報酬の減額) <u>第7条</u> <u>外国語指導助手</u>が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項の規定により計算した1時間当たりの額を<u>同条第1項</u>の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。 2 略 (期末手当<u>及び勤勉手当</u>の不支給) <u>第8条</u> 教育委員会は、<u>外国語指導助手</u>に対して期末手当<u>及び勤勉手当</u>は支給しないものとする。 (費用弁償等)
--	--

第10条 参加者が職務を行う

ために旅行するときは、湯沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年湯沢市条例第16号）の定めるところにより、費用を弁償する。

2 及び 3 略

（損害賠償）

第11条 市は、参加者が正当な

理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

（勤務時間）

第12条 参加者の勤務時間は、

休憩時間を除き 1 週間について35時間とする。

2 参加者の勤務時間の割り

振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前 8 時30分から午後 4 時30分までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、毎日正午から午後 1 時までは休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学校教育

課長は、参加者に対し、同項の勤務時間以外の時間に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて 4 週間以内に代休を与えることとし、当該 4 週間を平均して

第 9 条 外国語指導助手が職務を行う

ために旅行するときは、湯沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年湯沢市条例第16号）の定めるところにより、費用を弁償する。

2 及び 3 略

（損害賠償）

第10条 市は、外国語指導助手が正当な

理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

（勤務時間）

第11条 外国語指導助手の勤務時間は、

休憩時間を除き 1 週間について35時間とする。

2 外国語指導助手の勤務時間の割り

振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前 8 時30分から午後 4 時30分までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、毎日正午から午後 1 時までは休憩時間とし、この時間は、外国語指導助手が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学校教育

課長は、外国語指導助手に対し、同項の勤務時間以外の時間に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて 4 週間以内に代休を与えることとし、当該 4 週間を平均して

1 週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。 4 略 5 第2項の規定にかかわらず、学校教育課長は、<u>参加者</u> _____ に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合において、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。 (休日) 第13条 <u>参加者</u> _____ は、次の各号に定める日は、正規の勤務時間においても勤務を要しないものとする。 (1)及び(2) 略 2 及び 3 略 (年次有給休暇) 第14条 <u>参加者は</u> _____、第4条第1項又は第2項に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。<u>この場合において、年次有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えないものとする。</u> 2 <u>参加者</u> _____ が第4条第1項の _____ 任用期間満了後に市に再度任用される場合には _____、12日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）	1 週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。 4 略 5 第2項の規定にかかわらず、学校教育課長は、<u>外国語指導助手</u> に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合において、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。 (休日) 第12条 <u>外国語指導助手</u> は、次の各号に定める日は、正規の勤務時間においても勤務を要しないものとする。 (1)及び(2) 略 2 及び 3 略 (年次有給休暇) 第13条 <u>外国語指導助手は、休暇等に関する規則の定めによらず、</u>第4条第1項又は第2項に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。_____ _____ _____ 2 <u>外国語指導助手</u> が第4条第1項又は第2項に定める任用期間満了後に市に再度任用される場合には、<u>休暇等に関する規則の定めによらず、</u>12日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）
---	--

を次の任用期間に繰り越すことができるものとする。	を次の任用期間に繰り越すことができるものとする。
3 学校教育課長は、参加者_____から請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。	3 学校教育課長は、<u>外国語指導助手</u>から請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。
<u>(病気休暇)</u> 第15条 <u>病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと医師が認めた必要最小限の期間とする。</u> 2 <u>病気休暇の2の期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。</u> 3 <u>病気休暇は、無給とする。</u> <u>(特別休暇)</u>	<u>(病気休暇)</u> 第14条 <u>外国語指導助手は、休暇等に関する規則第15条に定める病気休暇を取得することができる。</u> <u>(特別休暇)</u> 第15条 <u>外国語指導助手は、休暇等に関する規則第16条に定める特別休暇を取得することができる。</u>
第16条 <u>特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</u> (1) <u>父母、配偶者等が死亡した場合</u> <u>父母、配偶者又は子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間とし、兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間</u>	<u>(介護休暇及び介護時間に関する特例)</u> 第16条 <u>外国語指導助手は、休暇等に関する規則第17条に定める介護休暇及び同規則第18条に定める介護時間を取得することができない。</u>

(2) 参加者本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間

(3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ市が必要と認める期間

(4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間

(5) 女子の参加者が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間

(6) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。

ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。

(7) 女子の参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(8) 女子の参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日

(9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（養育する子が複数の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(10) <u>夏季及び冬季における諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> 1年度の7月から9月まで及び1月から2月までの期間内における週休日及び休日を除いて、原則として連続する3日の範囲内の期間 (11) <u>前各号に掲げるもののほか、学校教育課長が特に必要と認めた場合</u> <u>学校教育課長が必要と認める期間</u> 2 <u>前項第1号から第4号まで、第10号及び第11号の特別休暇は有給とし、同項第5号から第9号までの特別休暇は無給とする。</u>	
(休職) 第17条 <u>市は、前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、参加者が病気（第19条第1項の疾病を除く。）負傷</u> <u>その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合においては、当該参加者</u> <u>の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。</u> 2 略 (起訴休職) 第18条 <u>市</u> は、<u>参加者</u>	(休職) 第17条 <u>教育委員会は、休暇等に関する規則第15条第1項第9号及び第10号に規定する場合を除くほか、外国語指導助手が病気（第19条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合においては、当該外国語指導助手</u> <u>の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。</u> 2 略 (起訴休職) 第18条 <u>教育委員会は、外国語指導助手</u>

が刑事事件に関し起訴されたときは、当該<u>参加者</u>を休職させることができる。 2 略 (勤務禁止) 第19条 <u>市</u>は、<u>参加者</u>が次に掲げる感染性の疾病その他の疾病にかかったときは、当該<u>参加者</u>を勤務させないものとする。 (1)～(3) 略 2 略 (休暇及び休職の手続き) 第20条 <u>参加者</u>は、<u>第15条第1項、第16条第1項第1号から第4号及び同項第10号</u>に規定する休暇を取得する場合は予定日数を、<u>同項第11号の</u>休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由をあらかじめ学校教育課長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。 2 <u>第16条第1項第5号から第9号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ学校教育課長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ</u>	が刑事事件に関し起訴されたときは、当該<u>外国語指導助手</u>を休職させることができる。 2 略 (勤務禁止) 第19条 <u>教育委員会</u>は、<u>外国語指導助手</u>が次に掲げる感染性の疾病その他の疾病にかかったときは、当該<u>外国語指導助手</u>を勤務させないものとする。 (1)～(3) 略 2 略 (休暇及び休職の手続き) 第20条 <u>外国語指導助手</u>は、<u>第13条</u>に規定する休暇を取得する場合は予定日数を、<u>第14条及び第15条に規定する</u>休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由をあらかじめ学校教育課長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。
---	--

後、速やかに届け出なければならない。	
<u>3</u> 略	<u>2</u> 略
<u>4</u> 第18条第1項による休職及び前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者_____は、速やかにその事実を学校教育課長に届けなければならない。 (職務命令に従う義務) 第21条 参加者_____は、その職務を遂行するに当たって、法令及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。 (職務専念義務) 第22条 参加者_____は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。 (信用失墜行為の禁止) 第23条 参加者_____は、市及びJETプログラムの信用を傷つけるような行為をしてはならない。 (守秘義務) 第24条 参加者_____は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、同様とする。 (営利企業等の従事制限)	<u>3</u> 第18条第1項による休職及び前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該外国語指導助手は、速やかにその事実を学校教育課長に届けなければならない。 (職務命令に従う義務) 第21条 外国語指導助手は、その職務を遂行するに当たって、法令及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。 (職務専念義務) 第22条 外国語指導助手は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。 (信用失墜行為の禁止) 第23条 外国語指導助手は、市及びJETプログラムの信用を傷つけるような行為をしてはならない。 (守秘義務) 第24条 外国語指導助手は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、同様とする。 (営利企業等の従事制限)
第25条 参加者_____は、学校教育課	第25条 外国語指導助手は、学校教育課

長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは市以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第26条 参加者は、その勤務に
関して、宗教活動又は政治活動を行っ
てはならない。

(自動車運転の制限)

第27条 参加者は、自宅から市が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、学校教育課長の許可を受けることなくその勤務のために自動車を運転してはならない。

(懲戒処分)

第28条 市 は、参加者

に次の各号のいずれかに該当する事由
が生じた場合は、当該参加者

に対し、懲戒免職、停職、減給又は戒
告の処分をすることができる。

(1) 略

(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(3) 略

(4) 勤務態度が不良_____
と認められる場合

長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは市以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第26条 外国語指導助手は、その勤務に
関して、宗教活動又は政治活動を行っ
てはならない。

(自動車運転の制限)

第27条 外国語指導助手は、自宅から市
が指定する勤務場所への通勤のために
する場合を除き、学校教育課長の許可
を受けることなくその勤務のために自
動車を運転してはならない。

(懲戒処分)

第28条 教育委員会は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、懲戒免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

(1) 略

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合

(3) 略

(4) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合

(5) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合

る。 （公務外の災害補償） 第30条 市は、海外旅行傷害保険契約の締結により、<u>参加者</u>が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。	る。 （公務外の災害補償） 第30条 市は、海外旅行傷害保険契約の締結により、<u>外国語指導助手</u>が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。
---	---